

令和9年度 オリーブキッズ給田募集要項

① 利用申請期間

申請期間	一次募集：2026年9月7日（月） ～2026年10月9日（金）必着 ※定員に空きがある場合二次募集をします。 二次募集：2026年11月2日（月） ～2026年11月30日（月）必着 ※定員に満たない場合は先着順で随時受け付けます。
申込み方法	以下のアドレスより必要書類をダウンロードして郵送にてお申込みください。 https://fukushi.unchusha.com/olivekiz/application.html 【郵送先】 〒156-0057 東京都世田谷区上北沢 3-8-19 社会福祉法人雲柱社 事業サポート本部 宛
書類確認・審査	一次募集：提出～10月23日（金） 二次募集：提出～12月18日（金） ※利用要件に該当するかを確認し、希望者多数の場合は、選考基準をもとに審査を行います。
結果のお知らせ	一次募集：2026年10月下旬までに決定通知書をお送りします。 二次募集：2027年1月上旬までに決定通知をお送りします。

② 学童クラブとは

学童クラブは、児童福祉法に定められる放課後児童健全育成事業として、保護者の就労等の理由により放課後適切な育成を受けられない児童を対象とした、放課後の遊びや安全な生活をする場です。こどもたち一人ひとりがのびのびと過ごせるよう配慮して遊びや活動などを通じて主体性、社会性などを培い、家庭と協力して支援を行います。

③ 基本方針

【共に育ち、共に生きる】

社会福祉法人雲柱社 事業基本理念

- 1、私たちは、賀川豊彦の思想と実践（キリスト精神）を継承し、神と人ともに仕える仕事をします。
- 2、私たちは、一人ひとりの人格を尊重し、その成長を支援します。
- 3、私たちは、常に利用者の立場に立って、そのニーズに応え、サービスの向上に努めます。
- 4、私たちは、地域社会の福祉課題を積極的に掘り起こし、それに取り組めます。

- 1、私たちは、子どもたちの人権を守り、一人一人が自分らしく過ごせる居場所を創ります。
- 2、私たちは、安全、安心に過ごせる居場所を創ります。
- 3、私たちは、子どもたちが豊かな経験を通じて生きる力を育むことができるように支援します。
- 4、私たちは、地域の力を掘り起こし、関係機関との連携・協力を通して子どもの育ちを支援します。
- 5、私たちは、保護者や家庭との継続的な関わりを通じて信頼関係を築き、それぞれに合った家庭への支援をします。
- 6、私たちは、子どもたちが互いに想いやり、命の尊さを感じることができるように支援します。

④ 施設住所

住所：東京都世田谷区給田 4-11-26

TEL:未定 ※開設までは olive-kiz@unchusha.com 事業サポート本部までご連絡下さい。03-3302-2884

⑤ 対象児童

- (1) 世田谷区立給田小学校在籍または世田谷区在住の小学校1～3年生
(心身の発達等により、個別配慮が必要な状態にある児童は6年生まで)
- (2) 保護者が就労・疾病等により、放課後家庭において継続して適切に保護・育成にあたることのできない家庭の児童。

⑥ 利用期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

⑦ 定員

80名（優先受入校である給田小学校が定員の8割以上になります。）

⑧ 利用要件

保護者がそれぞれ以下の要件を満たすことが利用要件となります。保護者が就労・疾病等により放課後、家庭で適切な保育・育成にあたることのできない家庭の児童が対象です。

- (1) 就労が日曜日を除き、勤務の終了時間が午後3時以降（午後3時に終わる就労は該当）の日が週に3日以上あり、かつ1週間の就労時間が日中20時間以上であること。

※就労時間には休憩時間は含みますが、通勤時間等移動時間は含みません。

※産休中は対象になりますが、休職中、育児休業中は対象になりません。

ただし、育休復帰予定の方は就労証明書に復帰日の記載があれば申請可能です。

※すでに入会している児童の保護者が育児休業を取得する場合は、施設へご相談ください。

(2) 就学、看護等により、保護者が自宅にいない場合。

不在となる時間は、(1) に準じます。

(3) 入院、疾病や障害等により、児童の保護・育成が困難である場合。

(居宅内療養の疾病は、常時病臥か、精神性又は感染症の疾病が対象となります。)

(4) その他明らかに、保護・育成に欠けると認められる場合。

⑨ 開設日

月曜日から土曜日

※ただし国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日および

年末年始（12月29日から1月3日）は休業日とする。

⑩ 開設時間

月曜日～金曜日	放課後～19:00 (延長 18:16～19:00)
土曜日、学校休業日	8:00～19:00 (延長同上)

11. 利用料金について

利用料	児童一人につき月額 5,000 円（おやつ代含む）
延長利用料	月ぎめ： 1,000 円

※生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、就学援助費受給世帯（給食費のみ免除の場合を除く）

又は、就学援助費の認定基準に該当する世帯は、利用料助成の対象になります。詳細については別途ご案内いたします。

12. 申請に必要な書類

(1) 学童クラブ入会申請書	児童1名につき1部提出して下さい。
(2) 添付書類 ※保護者の状況により必要な書類が異なります。保護者それぞれの書類を全て揃えて提出してください	
就労の方	就労（予定）証明書 ※概ね3か月以内の証明日を記載してください。 (自営の方はご自分で証明) (※きょうだい児はコピー可)
就労（フリーランス等）の方	① 申立書 ② スケジュール表（申請月の前月から翌月まで3ヶ月分）
就学または技能訓練中の方	① 申立書 ② 学生証または在学（入学予定）証明書（コピー可） ③ 時間割（コピー可） ※4月入会時、新年度のものも追加提出が必要
看護等	① 申立書 ② 介護・看護対象者の診断書（コピー可）

入院・疾病・障害	① 申立書 ② 診断書（概ね 3 か月以内のもの。コピー可） ③ 障害者手帳（コピー可）
----------	--

13. 選考基準

（１）基準指数

保護者の状況			指数
就労 (内定含む)	月 20 日以上		10
	月 16 日以上 20 日未満		9
	月 12 日以上 16 日未満		6
就学または 技能訓練 (内定含む)	月 20 日以上		9
	月 16 日以上 20 日未満		8
	月 12 日以上 16 日未満		6
疾病	入院		10
	自宅内療養	精神疾患または感染疾患	10
		その他	10
心身障害	身体障害者手帳 1 級・2 級または愛の手帳 1 度・2 度・3 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級・3 級に相当		10
	身体障害者手帳 3 級または愛の手帳 4 度に相当		9
	身体障害者手帳 4 級に相当		8
介護・看護	月 20 日以上		9
	月 16 日以上 20 日未満		8
その他	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている		10
	その他		10～6

※就労、就学または、技能訓練（いずれも内定含む）、介護・看護の日数に、日曜日は含みません。

※就労で単身赴任家庭の場合、単身赴任者本人については、月 20 日以上で審査します。

※世田谷区民設民営学童では進級保障をしています。

※複数の保護者の「基準指数」が異なる場合は、低い方の指数を適用します。

（２）世帯調整指数

調整項目			指数
両親不存在家庭・ひとり親家庭			+3
単身赴任家庭			+2
児童の学年 心身に障害のある児童、日常的な医療行為が必要な児童の高学年（4～6 年生）については適用しない。	1 年生		+3
	2 年生		+2
	3 年生		+1
同居の祖父母（70 歳未満）		1 名につき	-1
心身に障害のある児童、看護師による医療的ケアが必要な児童			+2

(3) 入会指数が同点の場合

※入会指数が同点の場合は、判定順位の高い児童から入会の承認を行います。

判定順位	調整要件
1	学年の低い児童を優先
2	基準指数を加算し、算出された指数の高い児童を優先
3	両親不在＞ひとり親＞単身赴任 の順で優先（世帯調整数の加点がある場合に限る）

14. 学童クラブを利用するにあたって

(1) 児童の送迎について

- ① 給田小学校の児童に限り、通所につきましては、全学年職員が引率を行います。
- ② ご自宅からの通所に関しましては、児童による通所を原則としています。
- ③ 延長利用の場合は、必ず保護者（または保護者が指定した）方のお迎えが必要です。

(2) お弁当について

- ① 学校休業日や土曜日など給食がない日はお弁当が必要になります。
(おやつは全日施設より提供)
- ② 長期休暇中（月曜日から金曜日）に限り宅配弁当のご利用が可能となります。
(別途実費負担)

(3) 連絡アプリについて

連絡帳アプリを利用して出欠管理等を行います。連絡帳アプリは【コドモン】を使用します。

(4) 新 BOP 学童クラブ、他の民設民営放課後児童クラブとは併用できません。

(5) 必要に応じて、児童の情報を小学校や世田谷区と共有する場合があります。

(6) 配慮を要する児童の受入れについて

配慮を要する児童とは、学童クラブでの育成にあたり、心身の成長・発達等による、個別的配慮が必要な児童です。

学童クラブでは、配慮を要する児童の入会希望があった場合、児童の安全確保及び対応が可能な範囲で受け入れています。

① 受入れ対象

学童クラブの入会要件を満たす小学校 1～6 年生の児童。

② 児童票について

児童の状況について、学童クラブでの育成にあたり必要な情報を記入いただくものです。入会決定通知に同封いたします。ご提出をお願い致します。

③ 入会面談について

新 1 年生及び初めて入会申請する配慮を要する児童については、職員が保護者の方と児童同席の入会面談を行い、児童の状況についてお聞きします。

④ その他

保護者の方の同意を得た上で、保育園や幼稚園、療育機関等から児童の療育の様子や育成上の留意点について聞き取りを行う場合があります。